

笠間市人事行政の運営等の状況の公表について

笠間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、平成30年度の笠間市の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

■任免及び職員数に関する状況

(1) 採用者数の状況

(平成31年4月1日採用)

(単位：人)

職 種	応募者数	受験者数	採用者数
事務職（A・B・特別選抜・グローバル・障がい）	77	72	14
消防職（消防士・救急救命士）	46	42	5
専門職（社会福祉士・埋蔵文化財専門職）	8	7	2
合 計	131	121	21

(2) 退職者数の状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

(単位：人)

区 分	定年	勸奨	普通その他	計
一般行政職	14	1	3	18
技能労務職	2	0	0	2
消防職	6	1	0	7
医療職	0	0	2	2
合 計	22	2	5	29

(3) 職員数の状況

(単位：人)

部 門	職員数		
	H31.4.1	H30.4.1	前年度比増減
一般行政部門	393	399	△6
教育委員会	78	68	10
消防本部	128	130	△2
公営企業部門（病院・水道等）	105	102	3
合 計	704	699	5

※一般行政部門には、議会事務局、農業委員会事務局及び監査委員事務局を含みます。

■人事評価の状況

人事評価は、地方公務員法に基づき任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、公正かつ定期的に行わなければならないこととされております。

本市においては、平成19年度から「笠間市職員の人事評価に関する規程」を定めて、「実績評価」、「能力評価」、「態度評価」の3つの評価項目について実施しております。

■給与の状況

(1) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	315,825 円	42.5 歳
消防職	301,102 円	36.3 歳

(2) 初任給の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分	学 歴	初任給
一般行政職	大学卒	180,700 円
	高校卒	148,600 円
消防職	大学卒	206,900 円
	高校卒	167,700 円

(3) 経験年数別平均給料月額の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分	学 歴	経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	275,238 円	335,877 円	372,417 円	393,140 円
	高校卒	—	—	333,313 円	374,450 円
消防職	大学卒	284,500 円	—	—	—
	高校卒	247,000 円	358,100 円	374,700 円	386,450 円

(4) 主な職員手当の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分	内 容
期末手当 勤勉手当	民間企業のボーナスにあたる期末・勤勉手当は 6 月と 12 月の 2 回、以下の月数を支給 6 月 (期末) 1.30 月分 (勤勉) 0.925 月分 12 月 (期末) 1.30 月分 (勤勉) 0.925 月分 計 (期末) 2.60 月分 (勤勉) 1.85 月分
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受けている職員に対して、家賃の額に応じて月額 27,000 円を限度に支給
地域手当	国の支給率に準じて支給
通勤手当	通勤のため自動車その他の交通用具で、規則で定めるものを使用することを常例とする職員（通勤距離が片道 2km 未満であるもの等を除く）に支給
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定する者について、その職務の特殊性に応じて支給

特殊勤務手当	危険、不快又は困難な勤務等に従事する職員に支給
休日勤務手当	祝日等において勤務を命じられた職員に支給
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後 10 時～翌日午前 5 時）に勤務した職員に支給
退職手当	茨城県市町村総合事務組合の退職手当条例の規定に基づき、給料、勤務年数に応じて計算した額に、職責に応じた調整額を加算して支給

(5) 特別職の報酬等の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分	給料・報酬の月額		期末手当			
市長	給料	810,000 (900,000) 円	6 月	1.675 月分		
副市長		720,000 円				
教育長		650,000 円				
議長	報酬	460,000 円			12 月	1.675 月分
副議長		425,000 円			計	3.350 月分
議員		400,000 円				

※市長は給料月額の減額措置（10%）を行っております。

（ ）内は減額措置を行う前の金額になります。

■勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

- 勤務時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（7 時間 45 分勤務）
- 休憩時間 正午から午後 1 時まで

※交代制勤務に従事する職員の勤務時間は上記とは異なります。

(2) 休暇の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

種 別	内 容
年次休暇	1 月 1 日に在職する職員に対して、1 年につき 20 日 年の途中において新たに職員となる者は、当該年における在職期間に応じた日数（例：4 月 1 日採用は 15 日）
療養休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合（市規則で必要と認められる期間）
介護休暇	職員が配偶者、父母、子等の生計を一にする親族で、負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合（3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない期間内において必要と認められる期間、勤務しない期間は無給）

■分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況 (平成 30 年度)

(単位：件)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績がよくない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	11	0	11
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制, 定数の改廃等による廃職, 過員となる場合	0	0	0	0	0
刑事事件で起訴された場合	0	0	0	0	0

※分限処分とは、公務の能率維持及びその適正な運営の確保を図る目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反して免職や休職などの処分を行うことです。

(2) 懲戒処分の状況 (平成 30 年度)

(単位：件)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	2	0	0	0	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0

※懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に制裁として処分を行うことです。

■服務及び休業の状況

(1) 年次有給休暇の取得状況 (平成 30 年)

対象職員数	平均取得日数	取得率
355 人	11.2 日	28.6%

※一般行政職のみ

(2) 育児休業の取得状況 (平成 30 年度新規取得者)

(単位：人)

区 分	取得者数	承認期間別の内訳					
		6 月以下	6 月超 1 年以下	1 年超 1 年 6 月以下	1 年 6 月超 2 年以下	2 年超 2 年 6 月以下	2 年 6 月超
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	10	0	9	1	0	0	0
合 計	10	0	9	1	0	0	0

(3) 介護休暇の取得状況 (平成 30 年度)

(単位：人)

区 分	取得者数	承認期間別の内訳					
		1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超 6月未満
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

■職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正に伴い、笠間市職員の退職管理に関する規則、再就職者による依頼等の届出に関する規則を定め、再就職者（離職後に営利企業等の地位に就いている元職員）による現職職員への働きかけ（職務上の行為をするように（又はしないように）要求又は依頼すること）が規制されています。現職職員が働きかけを受けた場合、公平委員会に届け出ることが義務付けられています。

■研修の状況 (平成 30 年度)

区 分	研修名称	延人数
階層別・職種別 研修	新規採用職員，新任主幹，新任係長，新任主査， 新任課長補佐，新任課長，新任部長， 2年次職員，3年次職員，5年次職員，10年次職員， 係長級研修，再任用職員	305人
専門・実務研修	働き方改革セミナー，新規評価者研修，伝える力向上研 修，人事評価者研修，メンタルヘルスセミナー，地方自 治研究講演会，働き方改革研修，人材育成基本方針の改 訂に向けた職員研修，タイムマネジメント研修，仕事の 効率アップ研修	1,340人
派遣研修	茨城県自治研修所，市町村職員中央研修所，全国国際文 化研修所，早稲田大学マニフェスト研究所，民間研修	36人
合同研修	県央地域定住自立圏合同研修，相互参加研修	10人
その他の研修	トワイライトセミナー（自主研修）	194人

■福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生 of 状況

ア 茨城県市町村職員共済組合

主な事業	事業の内容
短期給付事業	組合員とその家族の病気，出産，災害等に対し必要な給付を行う
長期給付事業	組合員の退職，障害，死亡に対して年金または一時金の給付を行う
福祉事業	健康の保持増進事業や保養施設の運営，住宅資金の貸付等を行う

イ 笠間市職員事務研究会

主な事業	事業の内容
給付事業	各種見舞金，祝金，弔慰金等の給付を行う
福利厚生事業	人間ドック助成，各種活動（資格取得等）への助成を行う

ウ その他

主な事業	事業の内容
職員健康診断	定期健康診断，各種がん検診を行う
メンタルヘルスケア	講習会の開催や心の健康相談等を実施する（外部委託）

(2) 公務災害補償の状況（平成 30 年度）

項 目	認定件数
公務災害	0 件
通勤災害	0 件

※公務災害の認定事務は地方公務員災害補償基金茨城県支部が行います。

(3) 公平委員会からの報告事項（平成 30 年度）

区 分	件 数
給与，勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	0 件
不利益処分に関する審査請求（不服申し立て）	1 件